

日常生活用具給付 別表

介護保険制度優先		令和7年7月30日改正版				
種別	種目	対象者	性能	基準額(円) (費用限度額)	耐用年数 (年)	備 考
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)及び寝たきりの状態にある難病患者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として身体障害者及び難病患者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	8	
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を必要とする身体障害者(身体障害者の場合は2級を含む。)、重度又は最重度の知的障害者(児)及び寝たきりの状態にある難病患者。ただし、原則として3歳以上の者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	100,000	5	ビニール等の加工をしたもの。
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する身体障害者(児)及び自力で排尿できない難病患者。ただし、原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、身体障害者(児)、難病患者又は介護者が容易に使用できるもの	67,000	5	
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)で、入浴に介助を要する者に限る。ただし、原則として3歳以上の者	身体障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400	5	
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)で、下着交換等に介助を要する者及び寝たきりの状態にある難病患者。ただし、原則として学齢児以上の者	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000	5	
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)及び下肢又は体幹機能に障害のある難病患者。ただし、原則として3歳以上の者	介護者が障害者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	159,000	4	
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)で原則3歳以上の者	原則として付属のテーブルをつけるものとする	33,100	5	
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)及び下肢又は体幹機能に障害のある難病患者で原則学齢児以上の者	腕又は脚の訓練のできる器具を備えたもの	159,200	8	
	入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害者(児)及び難病患者で入浴に介助を必要とする者。ただし、原則として3歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ※用具の種類が異なれば、最初の支給決定日から8年間で合計90,000円を上限とし、複数回申請可	90,000	8	
自立生活支援用具	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)及び常時介護を要する難病患者。ただし、原則として学齢児以上の者	ポータブルトイレ又は補高便座(和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの又は洋式便器の上に置いて高さを補うもの)で障害者等が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	9,850	8	
	歩行補助つえ(Ｔ字状・棒状のつえ)	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障害者(児)が容易に使用し得るもの	木材 2,420 軽金属 3,300	3	介護保険で貸与なし。
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者(児)及び下肢が不自由な難病患者で、家庭内の移動等において介助を必要とする者。ただし、原則として3歳以上の者	おむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く ※用具の種類が異なれば、最初の支給決定日から8年間で合計60,000円を上限とし、複数回申請可	60,000	8	居室生活補助用具(住宅改修)を行ううえで、その工事に手すりの取付が含まれていれば、移動・移乗支援用具での助成はない。(手すりの種類、工事の方法を言っているのではない。)ネジ止めOK。ネジ止めするための土台工事は改修。段差解消機(工事を伴わないもの)は可。
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒するおそれのある身体障害者(児)。又は、重度又は最重度の知的障害者(児)若しくは精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	ヘルメット型で、歩行の困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの	スポンジ及び革を主材料としているもの 15,200 スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの 36,750	3	
	特殊便器	上肢障害2級以上の身体障害者(児)、重度又は最重度の知的障害者(児)及び上肢機能に障害のある難病患者で、訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者。ただし、原則として学齢児以上の者	上置き(便器一体型を除く)で温水温風を出し得るもの及び障害者等を介護している者が用意に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	151,200	8	
	火災警報器	障害等級2級以上の身体障害者(児)、重度又は最重度の知的障害者(児)及び難病患者であって、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500	8	
	自動消火器	避難が著しく困難な者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700	8	
	電磁調理器	視覚障害2級以上の視覚障害者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は18歳以上の重度若しくは最重度の知的障害者で知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの	41,000	6	
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	7,000	10	
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の聴覚障害者(児)で、聴覚障害者(児)のみの世帯及びこれに準ずる世帯	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400	10	サウンドマスター、聴覚障害者用目覚し時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続換行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う身体障害者(児)。ただし、原則として3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500	5	
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上又は身体障害者(児)及び難病患者であって、医師の意見書等により必要と認められる者。ただし、原則として学齢児以上の者	障害者(児)が容易に使用し得るもの	39,600	5	喘息患者が、薬剤を経口吸入するための器具。吸引器との同時申請可能
	電気式たん吸引器			62,100	5	医師の意見書等により、その障害等が要因となり、用具が必要と認められる場合に限る。ネブライザー(吸入器)併用器を含む。
在宅療養等支援用具	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者(児)	障害者(児)が容易に使用し得るもの	17,000	10	
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者(児)及び人工呼吸器の装着が必要な難病患者	呼吸機能を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者(児)が容易に使用し得るもの	157,500	5	
	視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	9,000	5	
	視覚障害者用体重計			18,000	5	ブライバシーをかんがみ、視覚障害者のみの世帯でなくても給付可。
	視覚障害者用血圧計(音声式)			15,000	5	

種別	種目		対象者	性能	基準額(円) (費用限度額)	耐用年数 (年)	備 考
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置		肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障害であって、発声・発語に著しい障害を有する身体障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、身体障害者(児)が容易に使用し得るもの	98,800	5	
	情報・通信支援用具		上肢機能障害2級又は視覚障害2級以上の身体障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフト 上肢機能障害者(児) 大型キーボード、特殊マウス、インテリキ、ジョイスティック等 視覚障害者(児) 画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等※用具の種類が異なれば、最初の支給決定日から6年間で合計100,000を上限とし、複数回申請可。	100,000	6	
	点字ディスプレイ		視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害を有する(原則として視覚障害2級かつ聴覚障害2級以上)身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500	6	
	点字器		視覚障害2級以上の視覚障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもので次のとおりとする			
				標準型	10,400	7	
				携帯用	6,600		
	点字タイプライター		視覚障害2級以上の視覚障害者(児)で、就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	7,200	5	
					1,650		
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生機	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	(非課税) 85,000	6	
		再生専用機			(非課税) 48,000		
	視覚障害者用活字文書読上げ装置		視覚障害2級以上の視覚障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	99,800	6	
	視覚障害者用拡大読書器		視覚に障害を有する視覚障害者(児)であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者。ただし、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	198,000	8	デモ機を使用してから購入を。
	視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ		視覚障害2級以上の視覚障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	地上デジタル化されたテレビ音声及びAM/FM放送を受信する機能を有し、かつ災害時の緊急放送を受信できるもので、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	29,000	6	
	視覚障害者用時計	触読式	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	10,300	10	
		音声式			13,300		
	聴覚障害者用通信装置(FAX)		聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障害者(児)とする。ただし、原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	71,000	5	
	聴覚障害者用情報受信装置		聴覚障害者(児)であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	88,900	6	アイ・ドラゴン3
	人工喉頭	笛式	喉頭摘出者	呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	5,000	4	
		電動式			気管カニューレ付 8,100		
	視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)		視覚障害者(児)で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	70,100	5	(電池又は充電器を含む。)
	点字図書		点字による情報入手が必要な視覚障害者(児)	月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書	1,000,000	—	各点字図書価格(年6タイトル、又は24巻を限度とする。辞書を除く)
	人工内耳電池		現に人工内耳を装着している聴覚障害者(児)	ボタン電池、又は充電電池及び充電器のうちいずれか1品目	ボタン電池(1ヶ月)2,500円 * 両耳の場合は5,000円	—	福岡市点字図書給付事業実施要綱による。自己負担額は「点字図書発行証明書」にある自己負担額(一般図書の購入価格相当額)とする。
					充電電池及び充電器30,000円 * 両耳の場合は60,000円	3	
排泄管理支援用具	ストーマ用器具	蓄便袋	人工肛門又は人工膀胱造設者(施設入所者、入院者も給付の対象とする。)	低刺激性の粘着剤を使用した密閉型又は下部開放型で、ラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋及び衛生用品	月額	8,858	価格が1か所当たりの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む月額であること。 ストーマ用品(皮膚保護ペースト・皮膚保護パテ、皮膚保護パウダー、皮膚保護ウェハー、コンベックス・インサート、固定ベルト、刺激剤(リムーバー)、皮膚保護剤(スキンバリア)、レップバッグ(下肢装着用蓄尿袋)、ナイト・ドレナージバッグ(夜間用蓄尿袋)、パウチカバー、サージカルテープ、皮膚保護剤穴あけ専用はさみ、消臭剤)、洗腸用具。
		蓄尿袋		低刺激性の粘着剤を使用した密閉型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付きのもの及び衛生用品	月額	11,639	
	紙おむつ		ストーマの著しい変形等によりストーマ用器具の使用が困難な者又は3歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障害の者又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者又は重度又は最重度の療育手帳所持者で排尿排便の意思表示困難者(施設入所者、入院者も給付の対象とする。)	紙おむつ、紙パンツ、尿取りパット、サラシ、ガーゼ等衛生用品	月額	13,200	対象者の状況によっては、医師の意見書等が必要となる。
	収尿器	男性用普通型	高度の排尿機能障害(施設入所者、入院者も給付の対象とする。)	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの	7,700	1	
		男性用簡易型			5,700		
		女性用普通型			8,500		
		女性用簡易型			5,900		
住宅改修費	居宅生活動作補助用具		下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する3級以上の身体障害者(児)及び下肢又は体幹機能に障害のある難病患者(特殊便器への取替えについては上肢障害2級以上)。ただし、原則として学齢児以上の者	居宅生活動作補助用具の購入及び改修工事費 1. 手すりの取付け 2. 床段差の解消 3. 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 4. 引き戸等への扉の取替え 5. 洋式便器等への便器の取替え 6. その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 ※改修箇所が異なれば、合計200,000円を上限とし、複数回申請可	200,000	—	増築不可。 見積書、改修前後の図面及び写真(日付入り)

- 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 本人の責任によらない事情により、亡失・毀損した場合や障害者の状態の著しい変更等により町長が特に必要と認める場合は、耐用年数内であっても再給付できるものとする。
- 申請する用具が他のサービスにて、既に給付を受けている場合は、対象から除くものとする。